



サテライトオフィスを活用した「テレワーク・デイズ」の取組



7月23日(月)～7月27日(金)は、「テレワーク・デイズ」です。

期間中、総務省千葉行政監視行政相談センター(千葉行政相談センター)では、総務省本省等に勤務する職員が、当センターのサテライトオフィスを利用してテレワークを実施するほか、所長が、市原市で開催する行政相談委員地区会議に、サテライトオフィスから参加します。

◆「テレワーク・デイズ」とは

7月23日(月)～7月27日(金)のうち、2020年東京オリンピック開会式が行われる7月24日(コア日)とその他の日を加えた2日間以上、官民挙げて、テレワーク等多様な働き方を実践する取組(別添1)です。

総務省では、ワークライフバランス推進の観点から、テレワーク・デイズ期間中を「総務省テレワークウィーク」と定め、多くの職員が、自宅やサテライトオフィス等においてテレワークを実施することとしています。

◆千葉行政相談センターのサテライトオフィスとは

総務省本省・地方支分部局に勤務する職員が、会議や調査等のために県内の行政機関等を訪れた際に、迅速に結果等を取りまとめ・上司に報告したり、災害の発生・交通機関の事故等により本来の勤務場所への通勤が困難となった際に、当センターで業務を継続することができるよう、共用パソコン、Web会議用カメラ・集音マイク・ディスプレイ等を備え付けたテレワーク拠点(全国の行政監視行政相談センターに整備済み)です。

また、総務省職員だけでなく、行政相談委員や地方公共団体の職員等総務省職員以外の者も、千葉市以外の場所で開催される総務省関係の会議、研修等に参加することが可能です。



千葉行政相談センターのサテライトオフィス

サテライトオフィス活用例



総務省本省(東京都千代田区)



デスクワーク・打ち合わせ等



千葉行政相談センター(千葉市中央区)

会議に参加



行政相談委員地区会議(市原市)

◆行政相談委員とは

総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約5,000名、千葉県内には159名(各市(区)町村に1名以上)が配置され、住民の身近な相談相手として、行政に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関に対する連絡等を行い、苦情の解決や要望の実現を図っています。

サテライトオフィス見学のご案内

平成30年8月1日(水)～平成30年度末まで、千葉県内の国の機関、地方公共団体、大学、企業の皆様を対象に、当センターのサテライトオフィスを見学していただく機会を設けさせていただきます。

ご希望の際は、下記の連絡先に、①組織名、②参加人数、③代表者名、④代表者連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)、⑤見学希望日時をお知らせください。

折り返し、お打ち合わせをさせていただきます。

【本件連絡先】 千葉行政監視行政相談センター
千葉市中央区中央港1-11-3 千葉合同庁舎7階

まぐみみ千葉



総務省行政相談センター

担 当: 中島
電 話: 043-246-9821(代表)
電子メール: chiba111(at)soumu.go.jp

※(at)は、@に置き換えてください。



- 7月23日(月)～7月27日(金)の間において、各企業・団体の状況に応じて、7月24日(火) ※ +その他の日の計2日間以上を「テレワーク・デイズ」として実施する。
※ 2020年東京オリンピック開会式の日

○ 効果測定等

- ・ テレワーク一斉実施の効果測定を行うため、7/24をコア日として設定する。
- ・ 初参加の企業等については、7/24の1日でも参加可能とする。
- ・ 参加団体は、2017年と同様、「実施団体」「特別協力団体」「応援団体」の3分類とする。
- ・ 特別協力団体は、①2日間以上実施、②7/24に100名以上実施かつ③効果測定（交通混雑緩和、消費支出の変化等）に協力可能な団体とする。
- ・ 企業・団体の経営層から従業員まで幅広い層にテレワークの意義等を浸透させるため、あらかじめ収集した生産性向上、ワークライフバランス満足度向上等のデータを広く周知する。

○ 目標設定

- ・ 2000団体、延べ10万人の参加を目標とする。（2017年：約950団体、6.3万人）
- ・ 首都圏以外・中小規模の団体、官公庁などを含め、様々な業種、規模、地域の団体の参加を働きかける。

○ 多様な働き方の奨励

- ・ 様々なテレワーク（モバイル、サテライトオフィス、ふるさとテレワーク等）の実施、時差出勤、フレックスタイム等を組み合わせた実施などを奨励する。